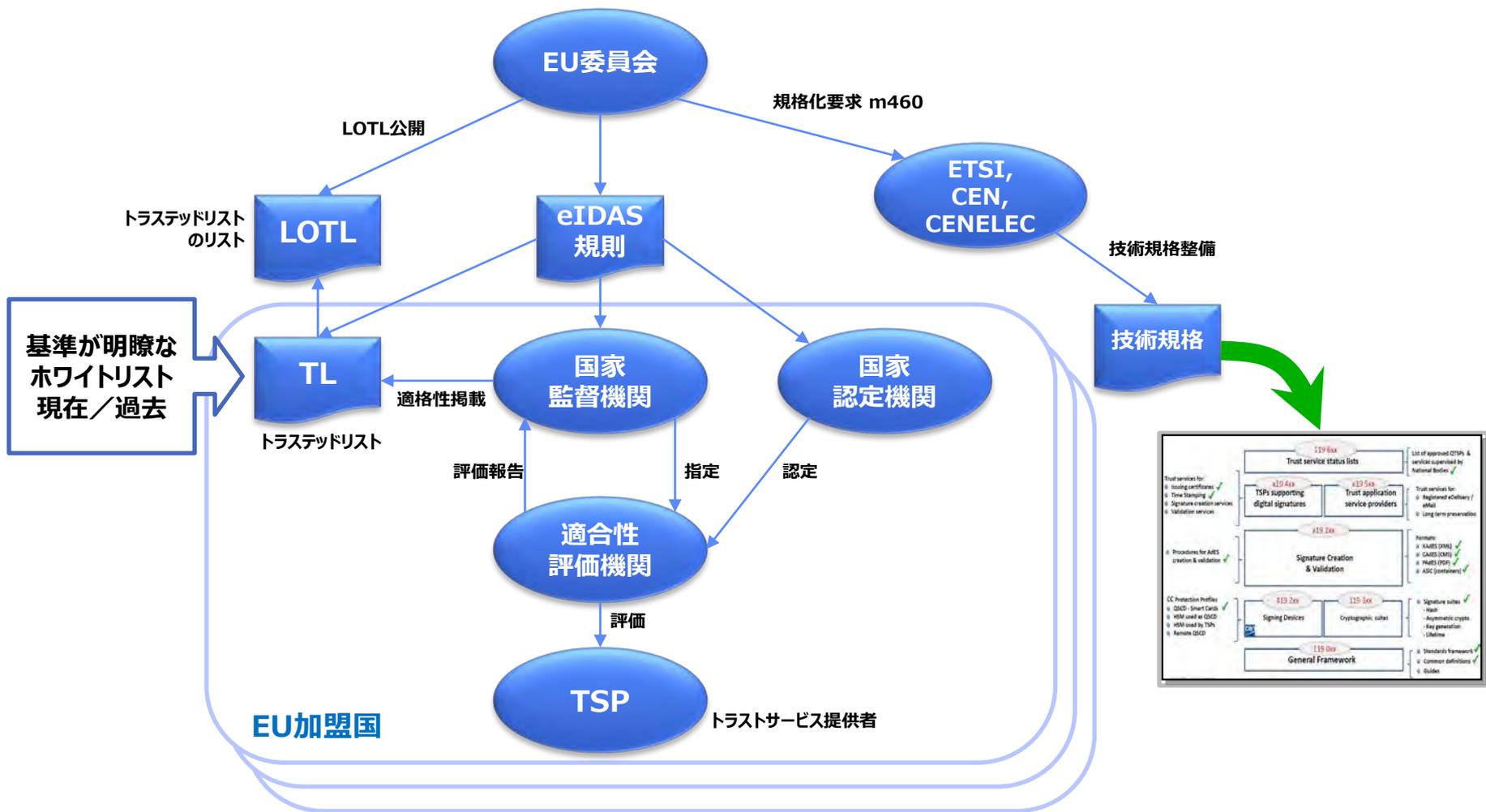


2. EUのトラストサービスの状況

● EUにおけるトラストサービスの枠組み



目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組
2. EUのトラストサービスの状況
3. 米国のトラストサービスの状況
4. 我が国のトラストサービスの状況
5. Society5.0へのトラストサービスの利活用
6. トラストサービスの国際連携構想

3. 米国のトラストサービスの状況

- 米国国防省案件について、2017年12月31日を期限として対応するように **DFARS (国防省調達規則)** において要求
- いくつかのプロジェクトにおいて本件の対応要領が課題となっている
- 国内(防衛省)案件では「**保護すべき情報**」が同様の位置付け
 - 日本独自の制度化(米国にも認められる形態を)も中長期的に検討を提案
- 米国政府(国防省)の調達案件において、サプライチェーンに関わるすべての組織に対して、**CUI (Controlled Unclassified Information)** の取扱いについて米国からセキュリティ対応要求が出ている
- 米国のセキュリティー対応要求は、国際標準であるISMS (ISO27001) とも異なる米国基準による要件
 - 情報システム - **NIST SP800シリーズ (53、63、171など)**

3. 米国のトラストサービスの状況

● NIST SP800シリーズ

NIST(National Institute of Standards and Technology: 米国国立標準技術研究所)は、科学技術分野における計測と標準に関する研究を行う米国商務省に属する政府機関

Special Publications (SP800シリーズ)

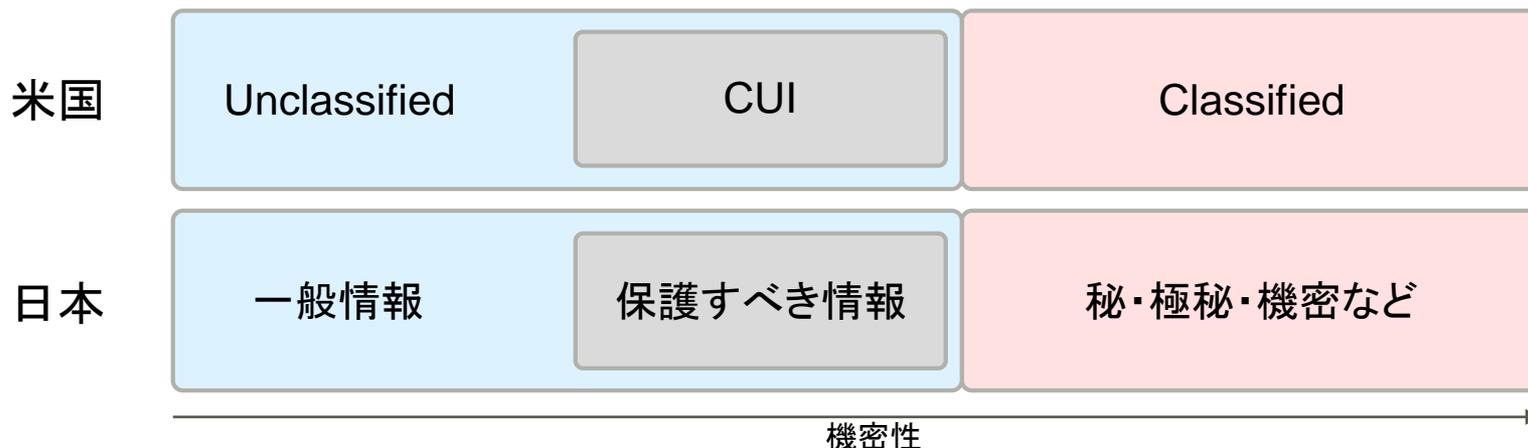
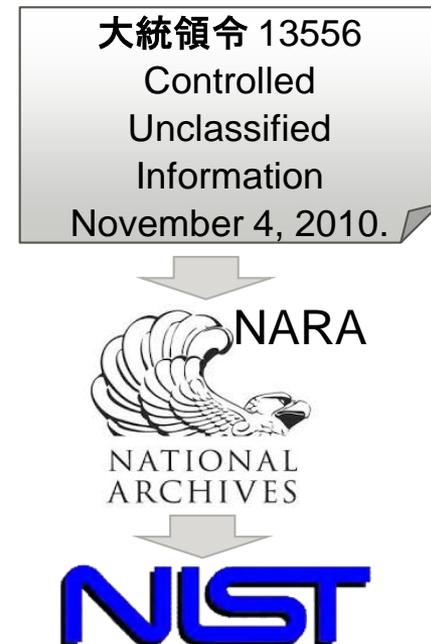
SP800シリーズは、CSDが発行するコンピュータセキュリティ関係のレポート
米国の政府機関がセキュリティ対策を実施する際に利用することを前提として
まとめられた文書であるが、内容的には、**セキュリティマネジメント、リスクマネジメント、セキュリティ技術、セキュリティの対策状況を評価する指標、セキュリティ教育、インシデント対応など**、セキュリティに関し、幅広く網羅しており、政府機関、民間企業を問わず、セキュリティ担当者にとって有益な文書

- | | |
|-----------|--|
| SP800-37 | 連邦政府情報システムに対するリスクマネジメントフレームワーク適用ガイド: セキュリティライフサイクルによるアプローチ |
| SP800-53 | 連邦政府情報システムおよび連邦組織のためのセキュリティ管理策とプライバシー管理策 |
| SP800-63 | 電子的認証に関するガイドライン |
| SP800-171 | 連邦政府外のシステムと組織における管理された非格付け情報の保護 |

3. 米国のトラストサービスの状況

● 対象とする情報：CUI

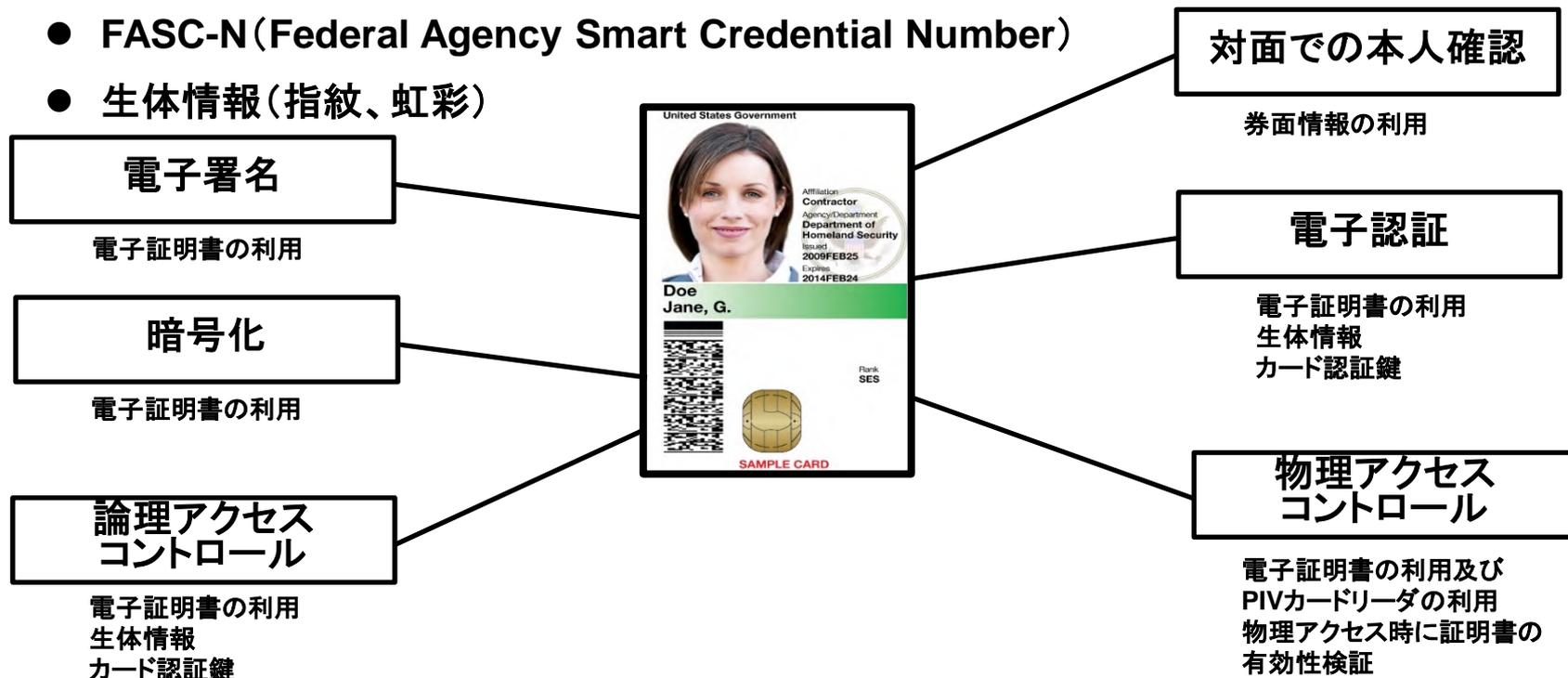
- CUI (Controlled Unclassified Information)は、大統領令 Executive Order 13556 (2010)によって定義された情報カテゴリ
- NARAはその指示を受けて連邦政府全体に対してCUI保護の態勢を作る役割を負った
- NISTはNARAの指示のもと、CUIを保護するための基準をSP800-171として策定した
- CUIは、我が国(防衛省)の「保護すべき情報」に近い領域とみなせる



3. 米国のトラストサービスの状況

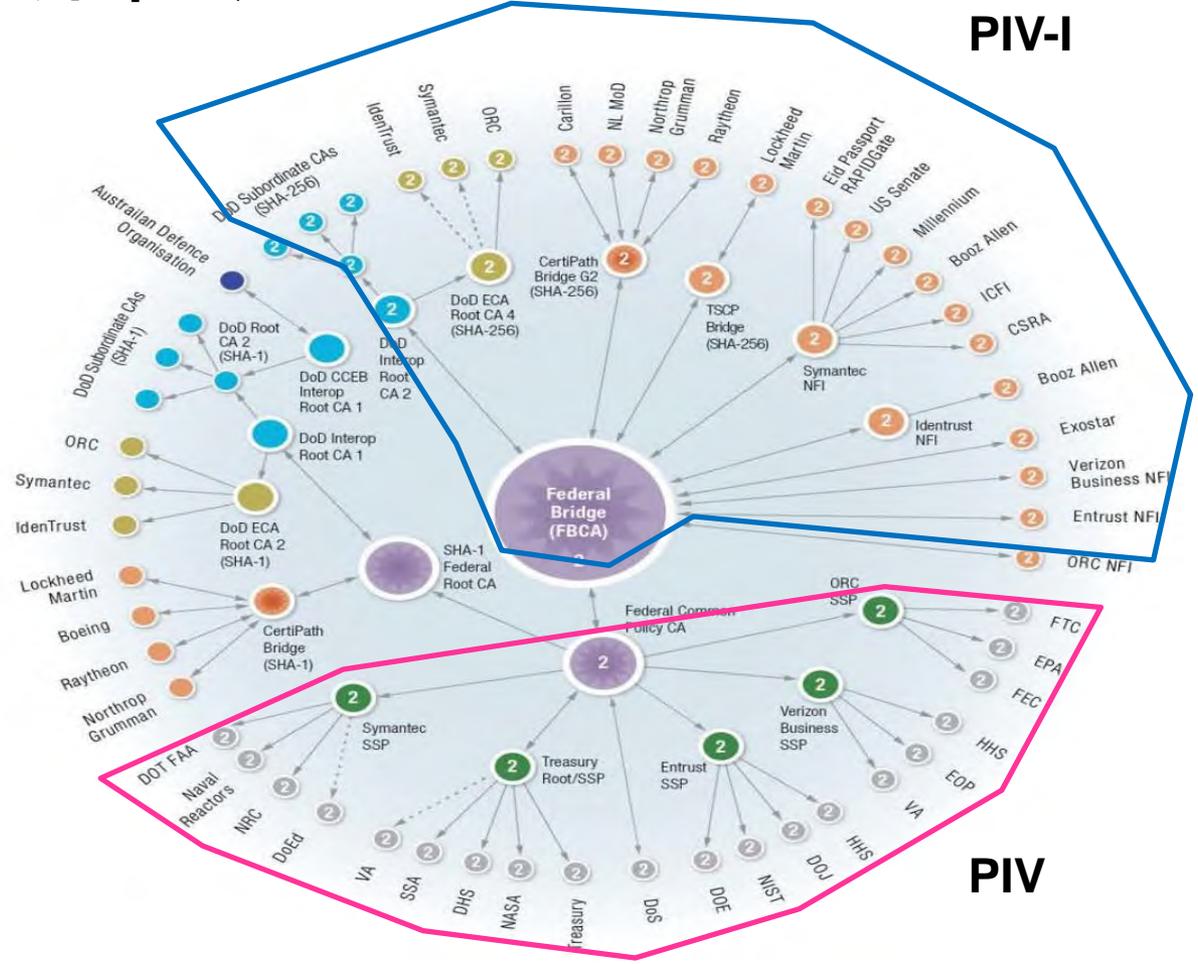
● Personal Identity Verification (PIV) カード

- 券面情報(対面での本人確認用)
- 電子証明書(LoA4)
- 暗号鍵
- FASC-N(Federal Agency Smart Credential Number)
- 生体情報(指紋、虹彩)



3. 米国のトラストサービスの状況

● PIV及びPIV-Iのトポロジー



目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組
2. EUのトラストサービスの状況
3. 米国のトラストサービスの状況
4. 我が国のトラストサービスの状況
5. Society5.0へのトラストサービスの利活用
6. トラストサービスの国際連携構想

4. 我が国のトラストサービスの状況

- 日本 : マイナンバー制度

- eID : マイナンバー
- A : 電子利用者証明
- S : 電子署名

- EU : eIDAS規則

- eID : **e**lectronic **ID**entification
- A : **e****A**uthentication
- S : **e****S**ignature

4. 我が国のトラストサービスの状況

●公的個人認証サービスに関する法律

- 電子署名・電子認証に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（公的個人認証法）
- インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能

●電子署名法

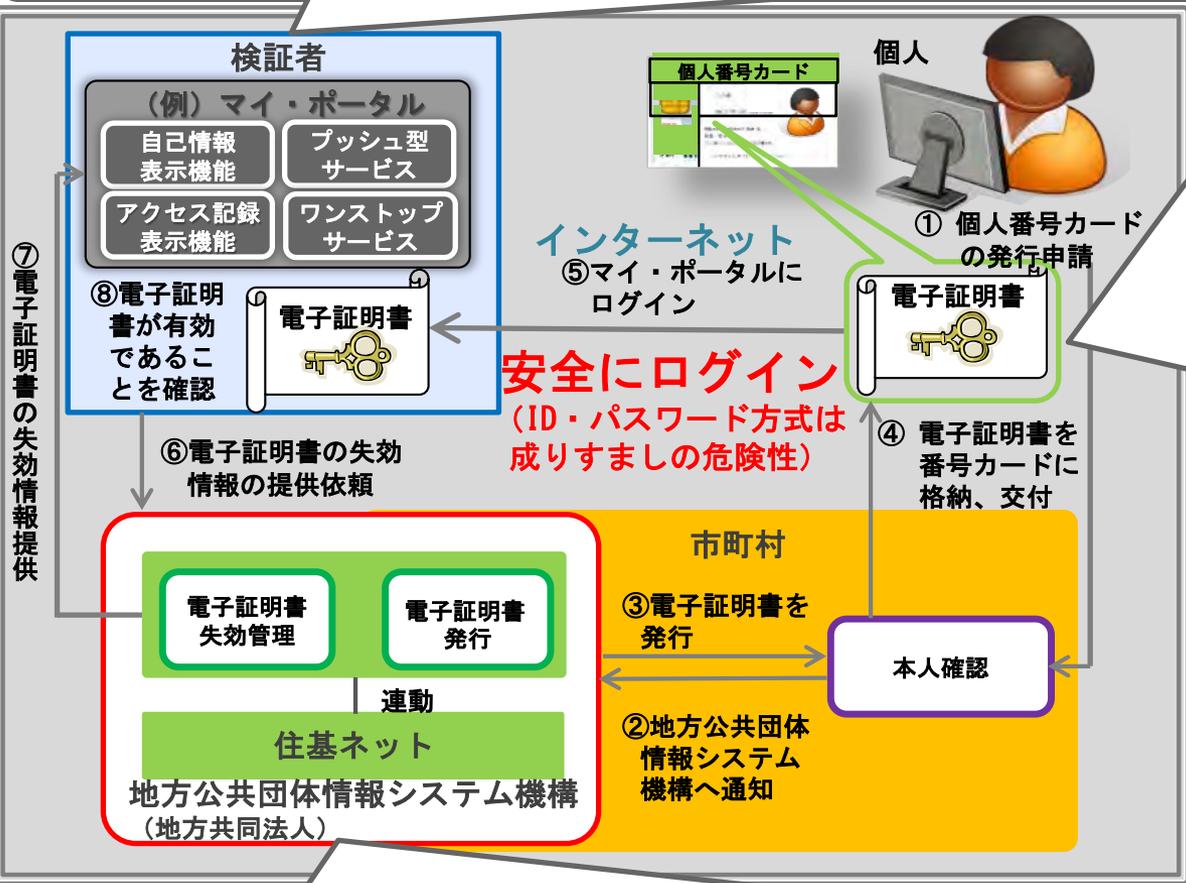
- 電子署名及び認証業務に関する法律
- 民事訴訟法228条1項
私文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない

4. 我が国のトラストサービスの状況

●公的個人認証法の一部改正について

【改正点(2)】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(= 検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点(1)】

署名用電子証明書に加え、
利用者証明用電子証明書を新設

◎署名用電子証明書



電子署名:

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書



電子利用者証明:

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて利用者本人であることを証明する仕組み

【改正点(3)】

電子証明書の発行を都道府県知事から地方公共団体情報システム機構が行うことに変更

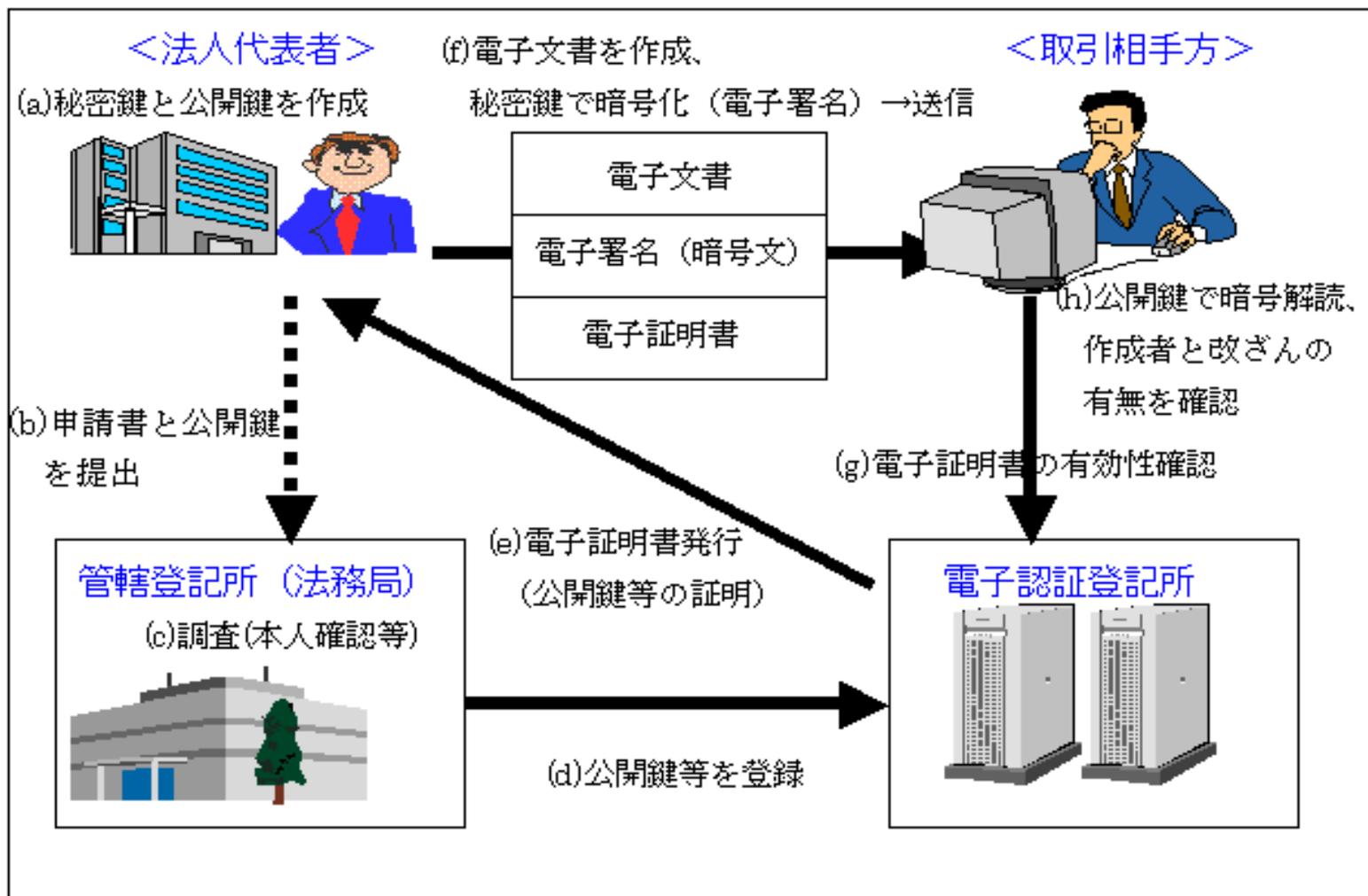
4. 我が国のトラストサービスの状況

● 商業登記に基づく電子認証

- 商業登記制度を所管する法務省殿が、電子商取引等における安全性・信頼性の基盤として、各法人代表者に対し、現行の印鑑証明書に加えて公開鍵証明書を発行する制度を2000年10月より実施
- 現在、日本国内では約400万法人が登記
 - 400万法人間でのB to B 電子商取引の利用環境が整備された
- 法務省殿公開鍵証明書の特徴
 - 法人代表者が存在していること（登記されていること）を証明
 - 利用用途が定義されていない（限定されない）
 - 法人代表者のみに発行（一人の法人代表者が複数登録可）
 - 登記事項のうち、以下の内容を記載
 - 商号または名称
 - 本店または主たる事務所
 - 代表者の資格
 - 代表者の氏名
 - 管轄登記所名
 - 登記事項に変更が生じた場合には公開鍵証明書が失効される

4. 我が国のトラストサービスの状況

● 商業登記に基づく電子認証



4. 我が国のトラストサービスの状況

- (A)公的個人認証サービスに関する法律と電子署名法の違い
 - 公的個人認証サービスは、電子署名と電子認証を実現
 - 電子署名法は、電子署名を実現
- (B)法人の社員等に対する電子署名と電子認証の実現方法が課題
 - 公的個人認証サービスと電子署名法は、自然人を対象にする制度
 - 法務省の商業登記に基づく電子認証制度は、法人の代表者等を対象にする制度

●公的個人認証サービス ●電子署名法	●商業登記に基づく電子認証制度
●自然人	●法人の代表者等
	●法人の社員等

4. 我が国のトラストサービスの状況

● 電子委任状の普及の促進に関する法律の概要

法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する「電子委任状」の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に提示等する「電子委任状取扱業務」の認定の制度を設けること等により、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図る。

主な規定

○ 電子委任状等の定義

- 「電子委任状」とは、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。
- 「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて、電子委任状を保管し、関係者に対し、当該電子委任状を提示し、又は提出する業務をいう。

○ 電子委任状の普及に関する指針

主務大臣（総務大臣及び経済産業大臣）は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

○ 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、その業務の実施の方法が基本指針において定められた事項に適合していること等の認定を受けることができることとする。

○ 国等の責務

- 国は、広報活動等を通じて、関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならない。